○経済産業省告示第二百六十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
107862	田中　紀充	215105	奥村　祐二
215252	南木　一成	403545	渡部　弘之
403914	鈴木　健一	403961	田﨑　正明
408536	小野　広人	409013	吉規　寿郎

○経済産業省告示第二百六十五号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
104410	池口　清満	106481	野田　和夫

○経済産業省告示第二百六十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年十月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
211865	河村　啓二	404023	新村　裕幸
404025	松嶋　忠之	404032	増田　大
404093	長野　亮	404109	藤本　智俊
404132	中村　俊基	404144	池田　一生
404168	押久保　亮	404201	白石　俊栄
404208	高橋　尚志	404239	長谷川敏雄

○経済産業省告示第二百六十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年十月三日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名	登録番号	氏名
409360	浦野　将幸	409364	川内　正樹
409370	渡邊　靖也	409385	大野　真希
409386	古賀健一郎	409410	吉田　明
409421	隅田　謙二	409426	山本　将二
409429	林　綾子	409430	三井　秀太
409432	西本　圭吾	409449	黒嶋　淳
409450	秋田　幸二	409461	飛世　貴裕
409462	田尾　浩作	409464	遠藤　琢郎
409484	蜂矢　雅史	409485	廣田　努
409493	川越　竹康	409500	山中　紀昌
409538	村中　智明	409540	松村　徹
409576	児玉　真吾		

○防衛省告示第二百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年十一月二日（予備、同月三日及び同月四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　その他　自衛艦七隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年十一月二日（予備、同月三日及び同月四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　その他　自衛艦七隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年十一月二日（予備、同月三日及び同月四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度一四分一四秒、東経一四二度二六分四八秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　その他　自衛艦七隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年十一月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ヨ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(ヨ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年十月二十六日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十八年十一月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百二十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年十月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第1　起業者の名称　福島県

第2　事業の種類　原釜地区海岸改修工事（福島県相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　福島県相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内

2　使用の部分　福島県相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県相馬市原釜字北谷地地内から同市尾浜字須賀畑地内に至る延長約1,638mの区間（以下「本件区間」という。）における「原釜地区海岸改修工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第3条第10号の2に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。